

2011 海陽ジュニアカップ 帆走指示書

1. 規則

1.1 本レガッタには『セーリング競技規則』に定義された規則を適用する。

2. 競技者への通告

2.1 競技者への通告は、大会本部前に設置された掲示板に掲示する。

3. 陸上で発する信号

- 3.1 陸上で発する信号は、大会本部前に設置された信号柱に掲揚する。
- 3.2 音響 1 声と共に掲揚される D 旗は、『予告信号は D 旗の掲揚 30 分後に発する。[艇は、この信号が発せられるまで、出艇してはならない] 』ことを意味する。

4. レース日程

4.1 レース日程

11月13日(日曜日) 08:00-08:50 受付

09:00スキッパーズミーティング09:55最初のクラスの第 1 レース予告信号予定時刻13:00午後の最初のクラスの予告信号予定時刻16:00閉会式

- 4.2 引き続きレースを実施する場合、間もなくレースが実施されることを艇に注意を喚起するために、予告信号を掲揚する4分以前に音響1声とともにオレンジ旗を掲揚する。
- 4.3 14 時 30 分を越えて、予告信号を発しない。

5. クラス旗

国際 OP 級 A クラス (上級・中級者) 赤色で OP 級の記章を記した白色旗

国際 OP 級 B クラス (初級者) 海陽ヨットハーバー旗

6. レース・エリア

6.1 添付図 A にレース・エリアの位置を示す。

7. コース

- 7.1 添付図 B の見取り図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 7.2 予告信号以前に、レース委員会信号艇に最初のレグのおおよそのコンパス方位を示す。
- 7.3 コースは短縮しない。これは規則32を変更している。

8. マーク

- 8.1 マーク 1.2.3 は各々数字の入ったオレンジ色の円筒形のブイとする。
- 8.2 指示 10.1 に規定する新しいマークは、黄色の三角錐形のブイとする。
- 8.3 スタート・マークとフィニッシュ・マークは、スターボードの端にあるレース委員会艇と、ポートの端にある 黄色の円筒形のブイとする。

9. スタート

- 9.1 レースは、規則26を用いて、予告信号をスタート信号の前5分とし、スタートさせる。
- 9.2 スタート・ラインは、スターボードの端にあるスタート・マーク上にオレンジ旗を掲揚しているポールと、ポートの端のスタート・マークの間とする。
- 9.3 スタート信号後 4 分より後にスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった」と記録される。これは規則 A4 を変更している。

10. コースの次のレグの変更

10.1 コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

11. フィニッシュ

11.1 フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるフィニッシュ・マーク上にオレンジ旗を掲揚しているポールと、ポートの端のフィニッシュ・マークとの間とする。

12. タイム・リミット

12.1 先頭艇がコースを帆走して、フィニッシュ後 15 分以内にフィニッシュしなかった艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった」と記録される。この項は、規則 35、A4、A5 を変更している。

13. 抗議と救済要求

- 13.1 抗議書は、大会本部で入手できる。抗議、救済要求は、適切な時間内に大会本部に提出されなければならない。
- 13.2 抗議締切り時間は最終レース終了後、60分とする。

14. 得点

- 14.1 シリーズが成立するためには、1レースを完了することを必要とする。
- 14.2 艇のシリーズの得点は、レース得点の合計とする。

15. 安全規定と識別

- 15.1 出艇しようとする艇は、大会本部前に用意された出艇申告書に署名しなければならない。
- 15.2 国際 OP 級 B クラスの艇は、出艇申告時に受領できる識別リボンを、マストトップに取り付けなければならない。
- 15.3 帰着した艇は、都度帰着申告書に署名しなければならない。 最終の帰着申告締切り時間は、最終レース終了後、60分とする。

16. ごみ処理

16.1 艇はゴミを水中に捨ててはならない。ゴミはレース委員会艇に渡してもよい。

17. 賞

17.1 各クラス 1 位から 3 位までの艇に賞を与える。

18. 責任の否認

18.1 このレガッタの競技者は自分自身の責任で参加する。規則 4 [レースをすること決定]参照。 主催団体は、レガッタの前後、期間中に生じた物理的損害または身体障害もしくは死亡による いかなる責任も負わない。

19. その他

19.1 レース公示、帆走指示書等で疑義が生じた場合、レース委員会の裁定によって処理する。